

おしらせ

News News News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

暮らし

土地・家屋価格縦覧 帳簿の縦覧について

令和5年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間 4月3日(月)～5月31日(水) (土日、祝日除く)

時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 住民課税務係
縦覧できる方 固定資産税の納税者、納税管理人、相続人、代理人など

必要なもの

- ・運転免許証など本人確認のできるもの
- ・委任状 ※代理人の方のみ
- 土地の所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋の所在、家屋番号、

構造、床面積、建築年、価格
縦覧手数料 無料(縦覧帳簿のコピーはできません)

問合せ先 住民課税務係 ☎ 53・2323

IP

暮らし

交通事故相談所を ご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が無料で相談に応じています。面接(予約制)、電話、文書(メール・FAXを含む)でも相談を受け付けています。

相談は、北海道交通事故相談所を利用することとなりますが、下表の日程のとり、空知総合振興局で相談が可能です。

相談内容例

- ・交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない
- ・損害賠償の適正額
- ・示談の仕方について
- ・残された遺児への生活(教育)資金の手当て など

相談料 何度でも無料(通話料や通信料は利用者の負担)

問合せ先 北海道交通事故相談所(札幌市中央区北3条西6丁目道庁1階) ☎ 05

巡回相談日程

相談時間 13:00～16:00	
4月7日(金)	10月6日(金)
5月12日(金)	11月10日(金)
6月9日(金)	12月8日(金)
7月7日(金)	1月5日(金)
8月4日(金)	2月9日(金)
9月8日(金)	3月8日(金)

暮らし

パスポートの手続き について

旅券法令の改正に伴い、令和5年3月27日から旅券申請手続きが一部変更となりました。

主な変更点

- ・戸籍を確認する場合の提出書類 戸籍謄本に統一(戸籍抄本では受け付けられません)
- ・旅券申請の一部オンライン化

旅券の残りの有効期間が1年未満で旅券の記載内容に変更がなく新たな旅券を申請する場合にはオンライン申請が可能です。パスポート窓口に来所せず申請することができますが、受取の際は従来どおり

03533・4703
112327452 FAX 0

ご本人が窓口にお越しいただく必要があります。

オンライン申請を行った場合受取が可能な窓口は当面の間、パスポートセンター及び空知総合振興局のパスポート窓口のみとなり、申請時にマイナポータルを通じて選択した受取窓口での交付となります。

オンライン申請の場合、月形町の窓口で受け取ることはできませんので、月形町の窓口で受取を希望される場合は、これまでと同様に紙での申請手続きとなります。

査証欄増補の廃止
未交付失効旅券がある場合の手数料の新設

問合せ先 北海道パスポートセンター ☎ 011・2314111

暮らし

ヒグマによる事故を 防ぐために

野山にも春が訪れ、冬眠から目覚めたヒグマが活動する季節となりました。食料の乏しいこの時期、ヒグマにとって山菜がとて重要な食料となります。

山菜採りなどで野山に入る

ときは、ヒグマとの遭遇や事故を防ぐため、次のことに注意しましょう。

●野山に入る前に

- ・事前に市町村役場や森林管理署などで、ヒグマの出没情報を確認しましょう
- ・ヒグマの出没情報のある地域やヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう
- ヒグマに出会わない工夫を
- ・ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう
- ・鈴などの鳴りものの携行や、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323

募集

調理師試験の 実施について

岩見沢保健所では、次のとおり調理師試験を実施します。

試験日時 8月29日(火)午後1時30分～午後4時

試験地 札幌市

受験資格 高等学校入学資格を有する者で、令和5年5月20日までに2年以上調理の業務に従事した者

お問い合わせ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323

※従事した営業形態や雇用状況により、受験資格の要件に満たない場合があります

願書受付期間 5月8日(月)～19日(金)

願書配付・提出場所 岩見沢保健所

提出書類 願書、整理カード、入力通知書各1部

受験手数料 6900円

問合せ先 岩見沢保健所企画総務課企画係 ☎20・0116

救援金

トルコ・シリア地震

救援金にご協力を

トルコ南東部のシリアとの国境付近を震源とする地震とその余震にて、連日死傷者の報道がされています。そこで日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區では海外救援金を募集しています。

みなさんの温かいご支援とご協力をお願いします。

受付期間 令和5年5月31日(水)まで

募金箱設置場所 役場住民課窓口、町立病院窓口、月形温泉ゆりかごフロント、保健センター窓口

問合せ先 日本赤十字社北海道支部空知地区月形町分區事務局(保健福祉課地域福祉係)

☎IP 53・3155

令和5年度

ぬくもり福祉券を交付します！

月形町に住民登録をしていて満70歳以上の方を対象として、次のサービスの支払いに利用できる令和5年度分の「ぬくもり福祉券」を交付します。

※昨年度内容の見直しについてお知らせしていますが、令和5年度はこれまでと変更ありません。

★温泉ゆりかごの入館料

★町内のハイヤー、福祉有償運送車両の乗車料、札沼線バスの乗車料

★配食サービスの利用料、除

●ぬくもり福祉券の交付枚数

区分	枚数
令和5年4月末現在で70歳以上の方	1枚200円×50枚
令和5年5月から令和6年3月までの間に70歳になる方	誕生月から令和6年3月までの月数に4.1を乗じた枚数(小数点以下切り捨て)

雪サービスの利用料(社会福祉協議会で実施)

★萌木、マンマルーナ、花の里月形の商品購入など

●交付枚数の計算例

5月生まれの方の場合
11カ月(5月～3月)×4.1
=45枚の交付

受付開始 令和5年4月3日(月)～(年度途中で70歳となる方は誕生日以降の受付となります)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

対象者 月形町に住民登録をしている70歳以上の方

申請場所 保健センター(役場では受け付けできません)申請に必要なもの 利用者本人の印鑑(代理の方が受領する場合は代理の方の印鑑も必要です)

申込・問合せ先 保健福祉課高齢者支援係(保健センター内)

☎IP 53・3155



若者の家賃負担を助けます！

若者就業促進 家賃補助 事業

若者の就業支援および定住促進ならびに地域経済の活性化を図るため、新たに町内に居住する30歳未満の方に、賃貸住宅に係る家賃を補助します。

対象者

次の全てを満たす方

- 月形町内の事業所に就労する30歳未満の単身者または30歳未満の就労者を世帯主とする世帯
- 平成30年3月1日以降に転入し、新たに町内の賃貸住宅に居住している方
- 本人または世帯員が町税などを滞納していない方
- 町内に他の住宅を所有または借用していない方
- 月額30,000円以上の賃貸住宅に入居している方
- 本人または世帯員が公務員でない方
- 生活保護法による保護を受けていない方

補助金額

月額5,000円とし、月形商工会が発行する商品券で交付します。

※交付対象期間は、要件を満たした月の翌月から36カ月が限度となります



申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 賃貸住宅の賃貸借契約書などの写し
- ③ 住民票謄本
- ④ 納税証明書(前居住地を含む)
- ⑤ 就労証明書
- ⑥ 納税など確認のための同意書

申請および問合せ先

企画振興課商工観光係 ☎IP 53・2325

子ども
本でキミの世界が
広がる 読書ノート

月形町内の幼児、小中学生を対象に読書ノート活動を実施しています。

これは月形町の子どもたちが本に親しみを持ちながら、読解力の向上を目指すために実施するものです。

詳しい内容につきましては、こども園、小中学校で配布しましたチラシをご覧になるか左記まで問い合わせください。

実施期間 令和6年2月29日(木)まで

表彰 目標冊数以上読んだ方は、3月に表彰状と記念品をお渡しします

※目標冊数

・幼児・小学1～3年生 10冊

・小学4～6年生 70冊

・中学生 50冊

申請方法 月形町図書館で読書ノート活動に参加することを伝え、必要事項を記入してください

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎53・3443または月形町立図書館 ☎53・3677

灯油
重油の

流出事故は

数十万円から
数百万円の負担

をしていただく
場合があります

一般の家庭や事業所のタンクから灯油や重油などが流出する油流出事故が空知管内でも多く発生しています。

油の流出は、火災発生の危険性や河川、水路、土壌、地下水などに重大な環境汚染を引き起こし、人の生活や動植物へ重大な影響を与えてしまいます。

油の流出事故が発生すると、北海道開発局、北海道、町、消防など多くの関係機関が調査を行い、水質汚濁防止法、河川法などに基づき河川への流入を防ぎ被害を最小限に食い止めるための措置が原因者に命じられます。

流入を防ぐための措置として、水路や河川にオイルフェンス（流れた油をせき止める）やオイル吸着マッ

ト（油を吸い取る）などを設置します。その措置をするためには、多額の費用がかかり、事故の規模によっては数十万円から数百万円かかる場合があります。その費用については、原因者が負担することになります。また、流出した油が田畑や魚などに被害をもたらした場合は、その責任も原因者が負うことになります。

重大な事故を起こさないよう、日頃からホームタンクの点検などを行い、油の流出事故を発見した場合は、すぐに役場または消防に連絡してください。

油流出事故を
防ぐ心掛け

- 給油中は、その場を離れない、目を離さない
- ホームタンクや配管の破損に注意
- 定期点検を怠らない

連絡先 住民課生活環境係 ☎IP53・2323 / 消防月形支署予防係 ☎IP53・2154

雪解けが進み、これからの季節は空気が乾燥し風が強い日が多く、火災が発生すると被害が大きくなる季節です。

火の取扱には十分気をつけましょう。



春の全道火災予防運動スタート

期間 4月20日～30日

防火標語 「お出かけはマスク戸締り 火の用心」

消太の防火教室
IYAMIZAWA FIREDEPT

月形支署からお知らせ



●火災予防運動広報を実施します

火災予防運動の実施に伴い、町内を消防車両での広報活動、各事業所に防火ポスターを配付する予定です。

【問合せ先】
消防月形支署 ☎IP53・2154
火事情報 ☎24・0119
火事・救急 ☎119

協会けんぽ北海道支部から
令和5年度保険料改定のお知らせ

■健康保険料率

給与・賞与の 10.39% 令和5年2月分 (3月納付分) まで	-0.10%	給与・賞与の 10.29% 令和5年3月分 (4月納付分) から
--	--------	--

■介護保険料率

給与・賞与の 1.64% 令和5年2月分 (3月納付分) まで	+0.18%	給与・賞与の 1.82% 令和5年3月分 (4月納付分) から
---	--------	---

介護保険料率の引き上げに関しまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
全国健康保険協会北海道支部
☎011・726・0352

生活飲用水（地下水）設備の補助制度

月形町では、上水道供給区域以外にお住まいで町税などを滞納していない方を対象とした生活飲用水設備の設置費用などの一部を補助しています。

■飲用水設備の設置補助

●対象工事

生活飲用水の供給設備設置に係るボーリング工事、取水管工事、ポンプ設置工事、給水管工事、電気導線工事、貯水タンク設置工事

※工事実施前に申請してください

●補助額

工事費用の3分の1以内（上限50万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

工事見積書の写し（工事費用の内訳が明記されているもの）、工事契約書の写し、施工図面（平面図）、工事場所の位置図、土地の使用承諾書の写し（借地などで工事する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■飲用水設備の修繕補助

●対象修繕

費用が5万円以上となる生活飲用水の汲み上げポンプおよび付帯設備の修繕

※修繕完了後に申請してください（修繕前後の写真が必要となります）

※修繕完了後6カ月以内に申請されたものが補助の対象となります

●補助額

修繕費用の2分の1以内（上限15万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

施工業者が発行した故障原因・修繕内容を明示した書類の写し、代金領収書の写し、修繕場所の位置図、施工状況記録写真（修繕前後の写真）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

■滅菌装置の設置補助

●対象装置

地下水へ安定的に塩素を注入できる装置（給水ポンプに連動し、塩素を注入するもので塩素濃度0.1mg/毎ℓ以上となるよう調整できるもの）

※滅菌装置設置前に申請してください

●補助額

滅菌装置の設置に要する費用（上限8万円、千円未満切り捨て）

●必要書類

見積書の写し、設置場所の位置図、建物所有者の同意書（借家に設置する場合）、補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）

●各補助の申請方法

住民課生活環境係の窓口にて、補助申請用紙に必要事項を記入の上、提出してください

問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323

合併処理浄化槽

補助・融資制度

月形町では次のとおり合併処理浄化槽の補助・融資制度を設けています。

●対象

下水道整備区域外の専用住宅・10人槽以下

■補助制度

●設置について

▼合併処理浄化槽本体と排水管（15mまで）の設置に係る費用を補助します（補助額などの詳しい内容は「つきがた暮らしの便利帳」をご覧ください）

▼排水管が15mを超えた部分の費用に対して、2分の1を補助

▼単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合も補助の対象

▼本補助と併せてリフォーム工事補助制度（あんしん住宅補助）を申請する場合は、リフォーム工事補助制度の補助率が30%から50%になります

●修繕について

▼法定に基づく検査や清掃および保守点検を行う

ている適正に管理された

合併処理浄化槽について、1万円以上の修繕費用に対して、3分の2を補助（30万円を限度、千円未満切り捨て）

▼設置後3年を経過しているものを補助の対象とします

■融資制度

合併処理浄化槽の設置と同時にトイレを改修する場合の費用に対して、便器1基につき50万円を限度に、無利子で融資を受けることができます

※補助などの手続きについては、工事を開始する前に、左記問合せ先までご連絡ください

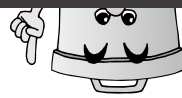
問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323





ご存知ですか？

ごみに関する補助制度



【申請・問合せ先】
住民課生活環境係
☎IP 53・2323

資源物の回収には…

町内の営利を目的としない団体が、家庭から排出される資源物を回収し、資源物回収業者に引き渡した場合に補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会、子ども会など
要件	資源物（古新聞、金属類、びん類など）を資源物回収業者に引き渡した場合
補助額	1 kg当たり3円（10円未満切り捨て）
限度額	（1団体当たり年度内につき）30,000円

●申請手続き

- ①事業実施後に補助金の申請をしてください
- ②申請様式は役場にありますので、事前にお問い合わせください

※実施状況の写真は、忘れずに撮影してください

●申請に必要なもの

印鑑、事業明細書、資源物回収証明書（業者発行）、実施状況の写真、実施団体の会則、年間事業計画、補助金の振込先口座がわかる通帳など

ごみステーションの購入には…

家庭から排出されるごみを一時的に集積しておくために必要な鉄かご（ごみステーション）の購入に対して補助金を交付します。

対象者	行政区、町内会など ※更新の場合、対象とならない場合があります
要件	・犬、猫、鳥などによるごみの飛散を防止できる構造で、すぐに劣化しない素材のもの ・ごみの搬入または搬出が簡単にできる構造のもの ・登録販売店に制作を依頼し、購入したもの
補助額	2/3以内（100円未満切り捨て）
限度額	（1基につき）50,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要です
- ②登録販売店に制作を依頼し購入する必要があります
・登録販売店（4月1日現在）：青柳鉄工所、石川鉄工所

生ごみの処理には…

家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器を購入する際に補助金を交付します。

機器名	電動生ごみ処理機	生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）
対象者	・町内に住所を有し、かつ居住している方 【共通】・過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方	・使用状況の調査に協力できる方 ・町税などを滞納していない方
要件	乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により生ごみを処理する処理機であること ※1世帯につき1台まで	悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質の容器であること ※1世帯につき2台まで
補助額	【共通】 2/3以内（100円未満切り捨て）	
限度額	50,000円	（1台につき）7,000円

●申請手続き

- ①購入する前に補助金の申請が必要
- ②登録販売店で購入する必要があります
・登録販売店（4月1日現在）
電動生ごみ処理機～(有)香西電気商会
生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）～(株)山ス

伊藤商店

●申請に必要なもの

印鑑、登録販売店からの見積書、商品のカタログ
※年度内（3月末）に完了・納品し、実績報告できるものが対象となります

その他

空き家・空き地バンク
の登録状況

月形町空き家・空き地バンクの登録状況（令和5年3月1日現在）をお知らせします。月形町空き家・空き地バンクとは、町内の空き家および空き地の所有者から情報を収集し、その情報を利用希望者へ提供することによって、空き家および空き地の有効利用と定住促進による地域活性化を図る制度です。

※町は紹介のみ行います

「土地がほしい、おうちをリフォームして住みたい」また、「空き地や空き家を譲りたい」などという方は、次のQRコードをご覧ください。

昨年度は、13件の成約があり、所有者と購入者のマッチングを図ることができました。

■登録件数（3月1日現在）

●空き家 2軒

●空き地 28件

問合せ先 企画振興課
画係 ☎ IP 53・2325



その他

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

苦情審査委員制度とは北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わり、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。

審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があ

るときは、北海道の機関には正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立窓口 北海道庁道政相談センターまたは空知総合振興局総務課

※道のホームページから申立書をダウンロードできます

問合せ先 北海道総合政策部 知事室道政相談センター（札幌市中央区北3条西6丁目）

☎ 011・204・5523

一月形町地域おこし協力隊 隊員就任一
初めまして

新しい隊員の方が就任されましたので紹介します

はじめまして！3月より地域おこし協力隊として着任しました「坂下陽一」と申します。

任務は、今後改修が予定されている月形温泉のリニューアルや、道の駅の開設準備などを担当します。



私の趣味は温泉巡りですが、これまで様々な温泉を巡ってきた知見を活かして活動できればと思っています。

また、長年、コールセンターに勤務した経験もありますので、接客にも活かせると思います。

より良い温泉・道の駅になるよう微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL53・2321(内線222)

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
自衛隊幹部候補生	22歳以上26歳未満の方（20歳以上22歳未満の方は大卒（見込み含む）、修士課程修了者等（見込み含む）は28歳未満の方）	6月15日	6月24日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）	5月9日	5月19日～28日（内1日）
自衛官候補生		5月17日	5月26日～28日（内1日）

防災対策専門員による防災講座

～大規模地震への対応～

今年2月6日にトルコ・シリア地震が発生して、多くの方が家を失い、避難所での不便な生活が続いています。今回の地震の特徴として、同じような規模の地震が1日に2回発生し、多くの建物が倒壊しました。日本でも同じような地震として熊本地震があります。熊本地震は、2日間にわたり大きな地震が発生し、多大な被害をもたらしました。このような大規模地震が発生した場合に備えて日頃からできる対応として、「月形町防災ガイドブック」では、家具の転倒防止措置、家具の配置見直し、食料・飲料水等の備蓄品の準備について記載しています。このほかにも、地震が発生した後の対応についても記載しています。この機会に万が一に備えた準備をガイドブックを参考にご家族で検討してみたいはいかがでしょうか。

町内各関係機関

人事異動

北海道警察

●転出

3月31日付

敬称略

▽旭川東警察署(札幌内駐在所員主任) 藤井 啓

●転入

4月1日付

敬称略

▽札幌内駐在所員主任(伊達警察署) 高橋明弘

●月形刑務所

●転出

3月17日付

敬称略

▽網走刑務所統括矯正処遇官(統括矯正処遇官) 田中 勉

4月1日付

敬称略

▽函館少年刑務所統括矯正処遇官(総務部長) 及川弘司

▽福島刑務所処遇部長(処遇部長) 福田 敦

▽旭川刑務所総務部長(首席矯正処遇官) 長谷川洋一

▽秋田少年鑑別所統括専門官(統括矯正処遇官) 平川奈々

4月17日付

敬称略

▽札幌刑務所会計課長(庶務課長) 佐々木教好

▽札幌刑務所統括矯正処遇官(上席統括矯正処遇官) 山崎孝浩

●転入

3月17日付

敬称略

▽上席統括矯正処遇官(旭川刑務所上席統括矯正処遇官) 奥野文博

4月1日付

敬称略

▽総務部長(山形刑務所総務部長) 門脇壽和

▽処遇部長(名古屋矯正管区成人矯正第二課長) 加藤 圭

▽首席矯正処遇官(札幌矯正管区管区監査官付矯正専門職) 磯谷亮介

▽庶務課長(帯広刑務所釧路刑務支所庶務課長) 泉谷雄介

▽統括矯正処遇官(帯広刑務所釧路刑務支所長) 高橋恒雄

▽統括矯正処遇官(青森刑務所調査専門官) 坂本敦史

▽上席統括矯正処遇官(函館少年刑務所上席統括矯正処遇官) 岡野 毅

▽佐々木 弘(上席統括矯正処遇官)

●月形高等学校

●転出

3月31日付

敬称略

▽教諭(石狩翔陽高校) 木村 聡美

▽教諭(千歳北陽高校) 福井茂人

▽教諭(江別高校) 村上宏達

●転入

4月1日付

敬称略

▽校長(追分高校) 安達妙己

▽教諭(札幌東高校) 大久保 城治

▽教諭(江別高校) 遠田 睦浩

●退職: 3月31日付

●退職: 3月31日付

▽宮崎 円(校長)

●月形小学校

●転出

3月31日付

敬称略

▽教諭(岩見沢市南小) 三輪 欣次

▽養護教諭(妹背牛町妹背牛小) 水内智子

●転入

4月1日付

敬称略

▽教諭(岩見沢市栗沢小) 野田ますみ

▽養護教諭(深川市音江小) 林谷和織

●月形中学校

●転出

3月31日付

敬称略

▽教頭(恵庭市柏陽中) 壽福 史人

▽教諭(岩見沢市緑中) 吉川香織

▽教諭(岩見沢市清園中) 末松真希

●転入

4月1日付

敬称略

▽教頭(滝川市江陵中) 櫻井 貴幸

▽教諭(岩見沢市明成中) 佐藤麻子

●月形町

4月1日付

敬称略

▽保健福祉課課長補佐兼保健係長事務取扱(保健福祉課保健係長) 鈴木真紀

▽保健福祉課(保健福祉課課地域福祉係長) 保健福祉課地域福祉係長(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽学務係主査(学務係主任主事) 亀山千章

▽社会教育係(新採用) 植田弘毅

3月1日付

敬称略

▽看護科看護師(新採用) 荒木淳子

4月1日付

敬称略

▽看護科看護師(新採用) 八重樫綾乃

▽薬局薬剤師(新採用) 濱田清明

▽新水道企業団

▽新水道企業団事務局長(兼工務係長事務取扱) 工務係長) 丹羽 寛

▽岩見沢地区消防事務組合月形支署

▽月形支署長(月形支署主幹) 佐藤信裕

▽月形支署主幹(予防係長) 一柳哲也

▽予防係長(予防係主査) 稲井裕二

▽予防係主査(予防係主任) 荒木 暁子

▽予防係主任(警防係主任) 佐藤晃彦

▽予防係(新採用) 工藤 彪

2月28日付

敬称略

▽窪田悠斗(岩見沢地区消防事務組合月形支署予防係)

3月31日付

敬称略

▽土井 悟(岩見沢地区消防事務組合月形支署長)

▽内藤 弘樹(議会議務局長)

▽加藤 貴憲(農林建設課土木管理係)

▽柏木大夢(教育委員会社会教育係)

▽鈴木智美(月形町立病院看護科看護師)

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

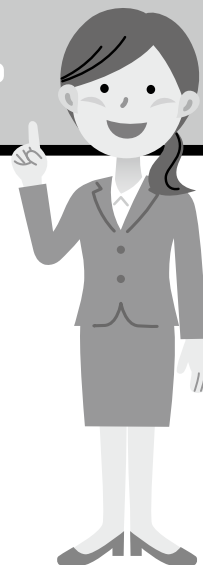
▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

▽保健福祉課(保健福祉課地域福祉係主査) 森田祐也

令和5年10月に 消費税のインボイス制度が始まります



1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書などの書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

2 インボイス制度とは

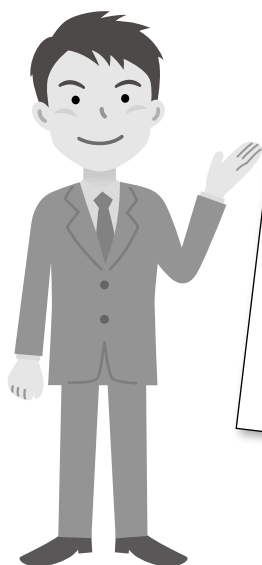
売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存などが必要となります。

3 登録申請はお早めに

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をおすすめしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができるe-Taxをぜひご利用ください。e-Taxで申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。



請求書	
〇〇商店様御中	〇〇商事様
2023年3月分	登録番号 T〇〇〇〇
.....	
〇月〇日 〇〇〇〇	000円
〇月〇日 〇〇〇〇*	0,000円
...	...
合計	0,000円
(10%対象 00,000円	消費税0,000円)
(8%対象 00,000円	消費税0,000円)
※は軽減税率対象	

※ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度開始（令和5年10月1日）からインボイス発行事業者となるための登録申請手続きについては、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

※ 個別相談は、岩見沢税務署へ事前予約をお願いします。

インボイス制度
特設サイト



問合せ先

岩見沢税務署 ☎22・0810

後期高齢者医療制度のお知らせ

～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳から74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆ 一定の障害とは

- (1) 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害
 - 言語障害
 - 下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方

◆ 脱退の手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。脱退手続きについては、次の問合せ先へお問い合わせください。

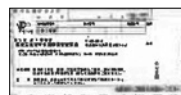
問合せ先 住民課戸籍保険係 ☎53・2323 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

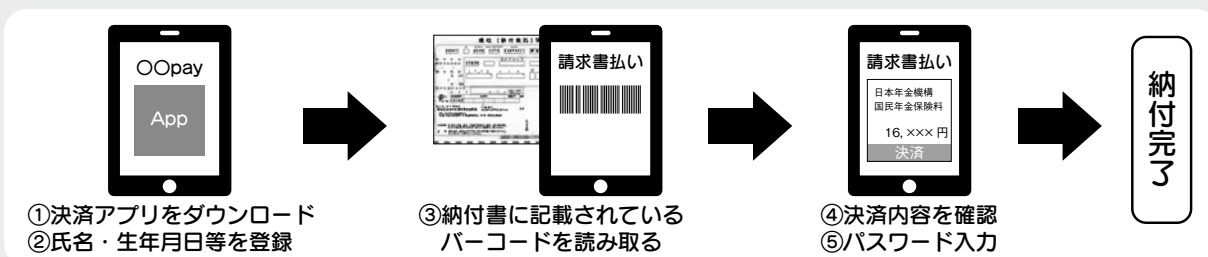
国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

- ①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ



■ スマホ決済の流れ



■ 対象決済アプリ（五十音順）

- ・ auPAY
- ・ d払い
- ・ PayB（※金融機関などが提供するアプリを含む。詳細は、PayBのホームページをご覧ください。）
- ・ PayPay



※バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書など）については、ご利用いただけません。
※各決済アプリの使用方法などについては、ご利用の決済事業者にお問い合わせください。

問合せ先 日本年金機構岩見沢年金事務所 ☎22・5804

児童に関する各種手当の支給額が改定されます

物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」により、各種手当の支給額が4月分から下記のとおり改定されます。

手当の月額や手続きの方法など詳細は、下記問合せ先までご連絡ください。

手当の種類	対象者	手当月額	
児童手当	中学校修了前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方	手当額の変更なし	
		・3歳未満	15,000円
		・3歳以上小学校修了前 (第1、2子)	10,000円
		(第3子)	15,000円
		・中学生	10,000円
		・特例給付(所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の方)	5,000円
※所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。詳細についてはこちら			
児童扶養手当	父(母)のいない家庭、または父(母)が一定の障害がある家庭で、児童(18歳に達した後の最初の3月31日までの児童、障がいのある場合は20歳)を養育している方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで	4月分手当から
		・全部支給 43,070円	・全部支給 44,140円
		・一部支給 10,160円 ～ 43,060円	・一部支給 10,410円 ～ 44,130円
※児童2人目の場合は、上記の額に最大		10,420円加算	
3人目以降は、一人につき最大		6,250円加算	
特別児童扶養手当	一定以上の障がいのある児童(20歳に達する前日の属する月まで)を養育している方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで	4月分手当から
		・1級 52,400円	・1級 53,700円
		・2級 34,900円	・2級 35,760円
特別障害者手当	著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要とする在宅の20歳以上の方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで 27,300円	4月分手当から 27,980円
障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活において常時介護を必要とする在宅の満20歳未満の方	4月分手当から変更	
		3月分手当まで 14,850円	4月分手当から 15,220円

※物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

※判定基準や必要書類は、手当により異なりますのでご注意ください。

※児童手当以外の手当は、年1回の現況届の提出が必要です。

問合せ先 保健福祉課地域福祉係 ☎ IP 53・3155